

社会福祉法人関市社会福祉協議会広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人関市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の広報物等への広告掲載に関する取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(基本的考え方)

第2条 本会が広告掲載する広告は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 社会的に信用度の高い事業所等の広告であること。
- (2) 社会福祉法人である本会が広告することに適した業種の広告であること。
- (3) 内容及び表現が適正かつ適切な広告であること。

(事業者等)

第3条 広告掲載が可能な事業者等は、次に該当し、広告掲載の承認を受けた事業所等とする。

(1) 社会的に信用度の高い事業所等

(2) 会長が、前条の基本的考え方に基づき、広告掲載可能と認める事業所等

2 前条の基本的考え方に基づき、次に該当する事業者等の広告掲載は不可とする。

(1) 社会問題を起こしている事業者等

(2) マルチ商法、催眠商法等の悪質商法又は商品先物取引と行う若しくは行っているといふとみなされる事業者等

(3) 法律に定めない医療に類似した行為を行う若しくは行っているとみなされる事業者等

(4) 事業所等の所在地や責任者等が不明な事業者等

(5) その他、本会会長（以下「会長」という。）が前条の基本的考え方に基づき、不適格と認めた事業所等

(業種、内容及び表現・デザイン)

第4条 広告掲載が可能な業種、内容及び表現・デザインは、次に該当するものとする。

(1) 社会福祉法人である本会が広告することに適した業種の、適正かつ適切な内容及び表現・デザインのもの

(2) 会長が、第2条の基本的考え方に基づき、広告掲載可能と認める業種の、適正かつ適切な内容及び表現・デザインのもの

2 第2条の基本的考え方に基づき、風俗営業及びこれに類似する業種の広告掲載は不可とする。

3 第2条の基本的考え方に基づき、次に該当する内容及び表現・デザインの広告掲載は不可とする。

(1) 個人の名刺広告

(2) 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれのあるもの

(3) 法令等に違反するもの若しくはそのおそれのあるもの

(4) 社会問題についての主義主張が含まれるもの若しくはそのおそれのあるもの

(5) 政治活動又は宗教活動に係るもの若しくはそのおそれのあるもの

(6) 公衆に不快の念を与えるもの若しくはそのおそれのあるもの

(7) 他を誹謗、中傷、排斥するもの

(8) 本会が推奨していると誤解をさせるようなもの

(9) 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤解を招くおそれのあるもの

- (10) 虚偽の内容のもの
 - (11) 暴力や犯罪を肯定し、これらを助長・連想するようなもの
 - (12) 残酷な描写及び善良な風俗に反するようなもの
 - (13) 青少年の発達及び教育に有害なもの
 - (14) その他、会長が広告掲載として適正・適切でないとするもの
- (広告の規格等)

第5条 広告の規格、発行枚数、掲載する位置及び枠数は、本会会長（以下「会長」という。）が別に定める。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、会長が別に定める。

2 広告料は、会長が指定する期日までに一括納入するものとする。

3 本会が広告作成発注後、広告主が掲載を取り下げるときは、広告主は広告掲載料を本会に納入しなくてはならない。

(広告掲載の募集)

第7条 広告の募集は、本会が発行する情報誌及びホームページのほか、各種機会を通して広告掲載への募集を行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の申込みについては、会長が別に定める募集期間内に広告掲載申込書（様式第1号）に掲載する広告案を添えて会長宛に申込みのものとする。

2 申込み期間内に、募集した数を超える申込みがあった場合は、次の各号に掲げる順位に従って決定する。

(1) 本会の法人会員、団体会員

(2) 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれに類するもの

(3) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業及び事業所

(4) その他本会会長が適当と認めるもの

3 前項の規定によっても申込者が多数の場合は、抽選により決定する。

4 前条第2号の広告案を提出した申請者は、掲載を希望する広報紙発行日の50日前までには広告原稿を提出しなければならない。

5 広告掲載申請者は、広報紙1号発行につき、2枠まで申請できるものとする。また、バナー広告については1枠のみ

6 広告掲載申請は、年度を区切りとする。したがって、1広告掲載申請者が継続して掲載を申請する場合は、年度ごとに再申請をするものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条による申込があったときは、掲載の可否を決定し、広告掲載可否決定書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、会長が定める期間内に広告の原稿を本会に提出するものとする。

(広告主の責任)

第10条 広告主は、掲載する広告及び広告内容に関する一切の責任を負うものとし、広告掲載の結果、本会及び第三者が権利侵害、その他不利益や損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任を広告主が負うものとする。

2 広告の原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(内容及び表現・デザイン等の変更)

第11条 許可を受けた広告内容及び表現・デザイン等を変更する場合は、広告を掲載する広報紙発行日の60日前までに、次の書類を提出しなければならない。

(1) 広報掲載内容等変更申請書（様式第3号）

(2) 変更後の広告原稿

2 広告内容及び表現・デザイン等の変更申請があった場合、掲載の可否を決定し、広告掲載可否決定書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(広告掲載の取消)

第12条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定及び掲載を取り消すことができる。

(1) 第4条第3項の規定に反すると認めるとき

(2) 広告主が期日までに広告原稿を提出しなかったとき

(3) 広告掲載料を指定された期日までに支払わない場合

(4) その他、会長が必要と認めたとき

2 前項の定めによって、広告掲載の中止又は許可の取り消しで広告主に損害が発生した場合において、本会は一切の損害賠償責任を負わない。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、本会に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第14条 本会は、第12条により広告の掲載を取り消したときは、広告掲載料を返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱の一部を改正し、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。

(別表)

広告掲載の対象	規 格	掲載方法等	広告掲載料	備 考
せき社協だより (全戸配布)	1 枠・フルカラー (A 4 版、横書き 約縦 5.0×横 8.0 c m)	1 回 2 枠ま で 1 回の作 成 29,300 部	(一般) 18,000 円 (会員) 15,000 円 (消費税込)	年 6 回発行 掲載位置は、1 頁及び最終頁を 除く各頁の最下 段
市社協ホームペ ージ バナー広告	1 枠・カラー (縦 61 ピクセル×横 121 ピクセル、形式：GIF または JPEG 形式)	1 枠・6 ヶ月 または 1 2 ヶ月	6 ヶ月 15,000 円 1 2 ヶ月 30,000 円	
その他 (上記掲載対象 以外のもの)	会長及び広告掲載申込者と協議のうえ、決定する。			

(様式第1号)

年 月 日

社会福祉法人関市社会福祉協議会広報物
広告掲載申込書

社会福祉法人関市社会福祉協議会長 様

住 所 _____

貴社名 _____

代表者名 _____ (印)

担当者名 _____

電 話 _____ F A X _____

Eメール _____

社会福祉法人関市社会福祉協議会広告掲載要綱第8条に基づき、下記のとおり申
込めます。

記

項 目		申 込 内 容
広告掲載対象物 (対象物を○で囲む)		①せき社協だより ②バナー ③その他
申込枠数		枠
掲載希望月等	バナー	年 月 日 ～ 年 月 日 (か月間)
広告内容 (広告の概要を記入してく ださい。)		

※広告掲載の原稿を添えて、お申込みください。

※①せき社協だより及び③その他の場合、「掲載希望月等」の記載は、必要ありませ
ん。